

新聞発表文

平成8年度における主要な企業結合事例

平成9年6月16日
公正取引委員会

平成8年度において事前相談又は届出があった主要な企業結合事例は、次頁以降のとおりである。

目次

事例1	新王子製紙(株)と本州製紙(株)との合併	2
事例2	三井石油化学工業(株)及び住友化学工業(株)による直鎖状低密度ポリエチレンの生産に関する共同出資会社の設立	4
事例3	日本軽金属(株)による東洋アルミニウム(株)の株式取得	6
事例4	広島ガスプロパン(株)ほか4社による共同出資会社の設立	8
事例5	(株)さくら銀行による(株)わかしお銀行の株式取得	11
事例6	東京都中央卸売市場世田谷市場花き部へ入場予定の卸売業者5社の統合	13
事例7	A社及びB社のX製品事業の統合	14
事例8	C社及びD社による納品後のサービス業務の統合	15
事例9	G社ほか2社による共同生産会社の設立	16
事例10	J社によるK社への役員派遣	17

(注) 公正取引委員会への事前相談は、対外的に計画を発表していない段階で行われることが多く、その場合は入手できる情報・資料には限界がある中で独占禁止法上の判断を行っている。また、今回は、主要な企業結合計画のうち、公正取引委員会の問題指摘の後に実施しないことにしたものについても紹介している。これらの事例は事業者の秘密保持に特に留意する必要があるため、匿名とした。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課
(電話) 03-3581-5471 (代表) (内線) 2562
03-3581-3719

事例 1 新王子製紙(株)と本州製紙(株)との合併(平成 8 年 8 月合併届出受理,
10 月合併)(新会社名 王子製紙(株))

1 本件の概要

本件は、紙・板紙の製造販売業者である新王子製紙(株)と本州製紙(株)とが経営効率化を通じた国際競争力の強化等を目的として合併しようとするものである。

2 一定の取引分野

紙は、統計上、新聞巻取紙と印刷・情報用紙等に分類され、例えば印刷・情報用紙は非塗工紙、塗工紙、情報用紙等に分類され、非塗工紙は更に上級印刷紙、中級印刷紙、下級印刷紙、薄葉印刷紙に分類される。しかしながら、紙の用途は多種多様であり、供給される紙も用途に合わせた品質・機能を持ち、価格も異なり、同じ分類であっても供給者も需要者もそれぞれ異なることから、市場は需要分野ごとに形成される。

本件でシェアが高くなる中級印刷紙は、上級印刷紙、下級印刷紙、薄葉印刷紙とともに非塗工印刷用紙に分類されるが、中級印刷紙とその他の品種とでは、①中級印刷紙は定期品であるのに対して、上級印刷紙は一般市況品である、②下級印刷紙は主として漫画本に使用される、③薄葉印刷紙は特殊な用途に使用される、など主たる用途を異にしていること及びこれらの間には少なからず価格差があることから、本件においては、中級印刷紙の全国における製造・販売分野に「一定の取引分野」が成立するものと判断した。

3 問題点等

(1) 問題点

ア 合併新会社の中級印刷紙の生産シェアが 33.4%・第 1 位となるとともに、上位 3 社の累積シェアが 66.3%となる。

イ 合併新会社について、紙、板紙の卸売業者でシェアの大きい代理店である日本紙パルプ商事(株)及び大永紙通商(株)に対する持株比率が高まる。

(2) 問題点の指摘

本件について、当委員会は、当事会社に対し、

ア 中級印刷紙について、生産シェア及び上位 3 社の累積シェアを勘案すると、中級印刷紙の製造・販売分野における競争を実質的に制限することとなるおそれがある、

イ 合併新会社は、本件合併により、紙・板紙の卸売業者でシェアの大き

い代理店2社の筆頭株主となり、かつ2位の株主（日本製紙㈱）の持株比率を大きく上回る事となるため、従来より株式保有関係を通じた結合関係が強まる事によって、紙・板紙の流通分野における競争を実質的に制限する事となるおそれがある

旨の指摘を行った。

(3) 当事会社の対応

上記指摘に対し、当事会社から、

- ① 中級印刷紙について、両当事会社の生産数量の一部を縮小し、その設備を他の品種の生産に振り向ける
- ② 日本紙パルプ商事㈱及び大永紙通商㈱に対する持株比率を引き下げる

との措置を採る旨の申出があった。

4 当委員会の判断

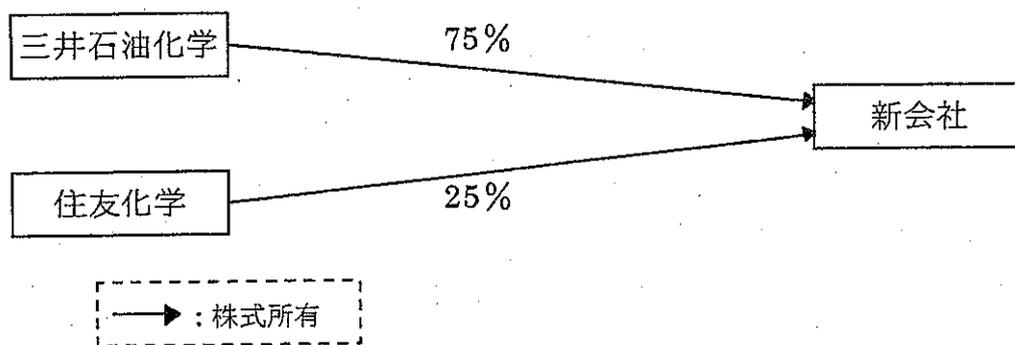
上記の当事会社の措置等を総合的に勘案すると、本件合併は、直ちに一定の取引分野における競争を実質的に制限する事となるとはいえないと判断した。

事例 2 三井石油化学工業(株)及び住友化学工業(株)による直鎖状低密度ポリエチレンの生産に関する共同出資会社の設立(新会社名 日本エポリュ-株)

1 本件の概要

本件は、直鎖状低密度ポリエチレンの製造販売業者である三井石油化学工業(株) (以下「三井石油化学」という。) 及び住友化学工業(株) (以下「住友化学」という。) が、コスト競争力強化等を目的として、共同出資により、直鎖状低密度ポリエチレンの生産会社 (以下「新会社」という。) を新たに設立しようとするものである。

(本件の概要図)



2 一定の取引分野

低密度ポリエチレン (以下「LDPE」という。) は、石油から精製されるナフサを分解して生産されるエチレンを重合(分子量の比較的小さい化合物を結合させて大きな分子量の化合物とすること)して製造される。直鎖状低密度ポリエチレン (以下「L-LDPE」という。) は、従来の LDPE の基本的な特性である高周波絶縁性、成形加工性、耐薬品性、弾性等の特性に衝撃強度性、耐ストレスクラッキング性(長期間外部環境にさらしても劣化が起こりにくい)、耐熱性等の特性を付加・強化したものである。両者は、基本的な特性が共通していること、また、食品包装材、ごみ袋等のフィルムとして使用されるなど用途が共通していることから、本件においては、L-LDPE を含めた LDPE の製造・販売分野に「一定の取引分野」が成立するものと判断した。ただし、L-LDPE は LDPE の特性を付加・強化したものであり特性に若干の違いがあるほか、排水管、ガス管等のパイプに使われるなど用途についても LDPE と若干異なるところがあることから、L-LDPE のみの製造・販売分野についても検討を行った。

3 問題点等

(1) 問題点

本件行為により、当事会社間に結合関係が生じることとなり、両社の LDPE の現状の生産能力シェアを合算すると 25.4%・第 1 位となり、L-LDPE のみでは 28.3%・第 1 位となる。

また、これに新会社の生産能力を単純に合算すると、LDPE では 31.5%、L-LDPE のみでは 42.6%となる。

(2) 考慮事項

ア 本件は、LDPE メーカーである両当事会社が新工場を建設するに当たり提携するものであって、両社の既存の LDPE の製造販売事業は従来どおり行われるという部分的な結合である。したがって、競争単位の数は減少しない。

イ 新会社で生産される L-LDPE の販売については、当事会社それぞれ独自に行うこととしており、既存の LDPE の販売を含めて、販売面で両社の協調関係が醸成されるおそれは小さいとみられる。

ウ LDPE 及び L-LDPE のそれぞれの分野には生産能力シェアで 20%を超える競争事業者が存在するほか、10%を超える競争事業者も複数存在している。

4 当委員会の判断

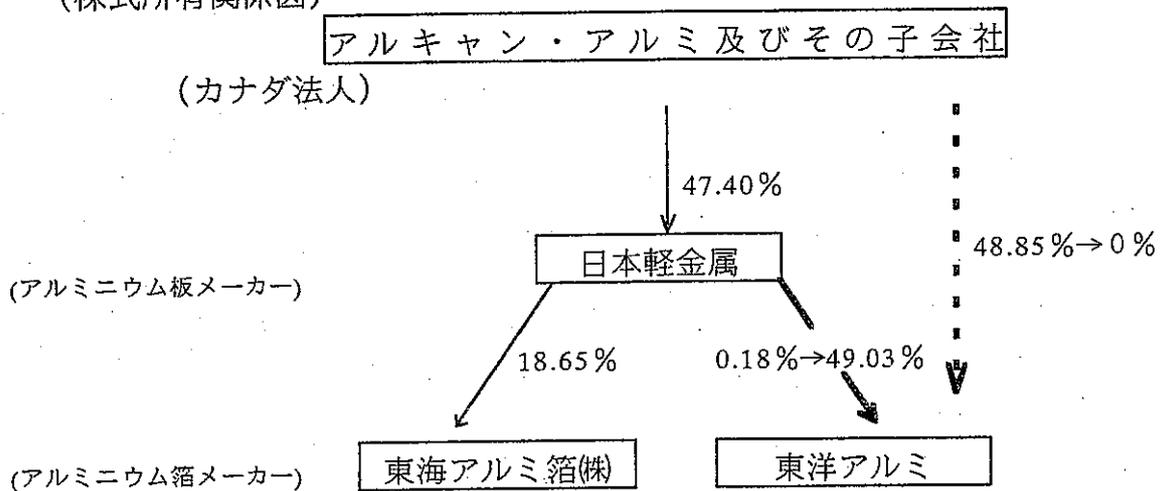
上記の点を総合的に勘案すると、本件共同出資会社の設立は、直ちに一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと判断した。

事例3 日本軽金属(株)による東洋アルミニウム(株)の株式取得

1 本件の概要

本件は、アルミ板製造メーカーである日本軽金属(株) (以下「日本軽金属」という。)とアルミ箔製造メーカーである東洋アルミニウム(株) (以下「東洋アルミ」という。)の筆頭株主であるカナダ法人アルキャン・アルミニウム・リミテッド (以下「アルキャン・アルミ」という。)が、自己の所有する東洋アルミの株式のすべてを日本軽金属に譲り渡すというものである。

(株式所有関係図)



2 一定の取引分野

本件株式取得により影響を受けると考えられる一定の取引分野は、①アルミニウム板の製造・販売分野及び②アルミニウム箔の製造・販売分野であると判断した。

3 問題点等

(1) 問題点

ア 日本軽金属 (第6位のアルミニウム板メーカー)と東洋アルミ (シェア23.4%・第1位のアルミニウム箔メーカー)、日本軽金属と東海アルミ箔 (シェア6.2%・第7位のアルミニウム箔メーカー)との間にそれぞれ垂直的結合関係が生じることで、海外の有力なアルミ地金メーカーと国内の有力なアルミニウム板メーカー及びアルミニウム箔メーカーが直結することにより、他のアルミニウム板メーカー及びアルミニウム箔メーカーの取引の機会を奪うおそれがある。

イ 本件株式所有により、日本軽金属は、東洋アルミと東海アルミ箔の共

通の大株主となり、この両社のアルミニウム箔におけるシェアを合算すると29.6%（第1位）と大きくなる。また、この場合、第2位のメーカーとの差が大きくなる。

(2) 考慮事項

ア 本件は、同一グループ内における株式の譲渡であり、グループ全体で見れば株式の保有状況に変化はない。

イ アルミニウム板市場においては、日本軽金属のシェアは7.8%・第6位と低く、これよりシェアの大きい競争業者が存在する。

ウ アルミニウム箔市場においては、シェアが10%を超える競争業者が複数存在する。

(3) 問題点の指摘

本件について、当委員会は、当事会社に対し、上記考慮事項を考慮しても、上記問題点にかんがみ、アルミニウム板市場とアルミニウム箔市場における競争を実質的に制限することとなるおそれがある旨の指摘を行った。

(4) 当事会社の対応

上記指摘に対し、当事会社から、

- ① 日本軽金属は、株主であるという立場を利用して、東洋アルミが自己以外からアルミニウム板を購入することを制限しない
 - ② 日本軽金属は、東洋アルミと東海アルミ箔に共通の役員を派遣するなど、東洋アルミと東海アルミ箔との間に役員兼任関係を生じさせるような行為を行わない
 - ③ 日本軽金属は、東洋アルミと東海アルミ箔の2社について、今後とも、独立した競争事業者としての関係を保持させるものとし、東洋アルミと東海アルミに対し、販売先、販売価格等に係る協調的行動をさせ、又は、自己を通じて情報交換を行わせない
- 等の措置を採る申出があった。

4 当委員会の判断

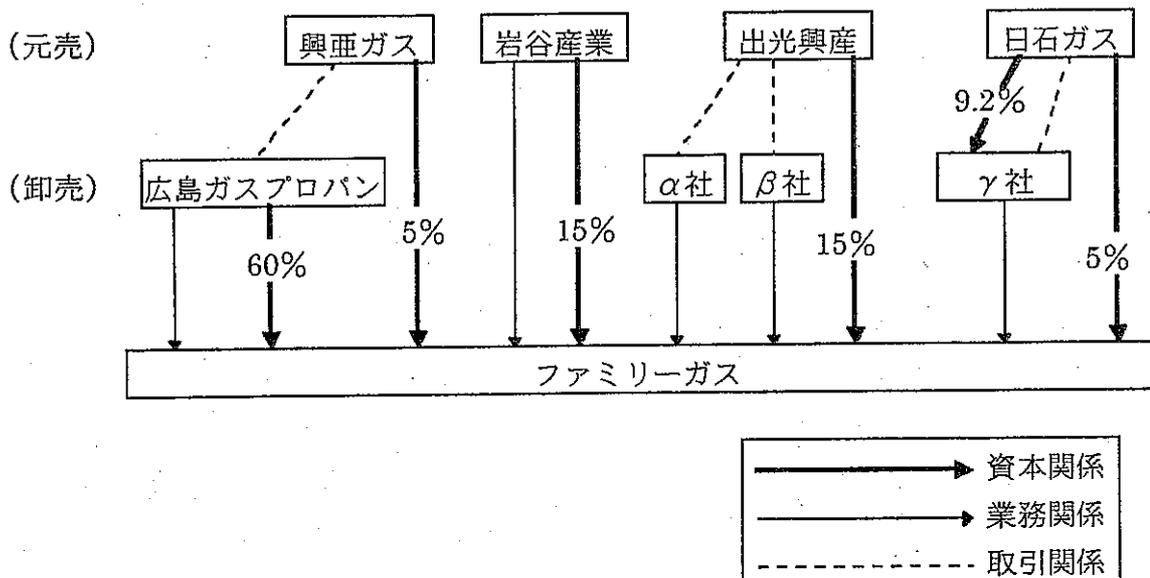
上記の当事会社の対応等を勘案すると、本件株式取得は、直ちに一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。

事例 4 広島ガスプロパン(株)ほか 4 社による共同出資会社の設立 (新会社名 (株)ファミリーガス広島)

1 本件の概要

本件は、LPガス元売業者である岩谷産業(株) (以下「岩谷産業」という。) 出光興産(株) (以下「出光興産」という。), 興亜石油ガス(株) (以下「興亜ガス」という。) 及び日本石油ガス(株) (以下「日石ガス」という。) 並びにLPガス卸売業者である広島ガスプロパン(株) (以下「広島ガスプロパン」という。) が、広島ガスプロパンが広島県安芸郡海田町に建設したLPガス充填所 (以下「海田充填所」という。) を共同利用する目的で、共同出資により (株)ファミリーガス広島 (以下「ファミリーガス」という。) を設立し、同社に海田充填所の運営を委託しようというものである。

(本件の概要図)



2 一定の取引分野

LPガスは、充填所を経てトラックあるいはローリーで小売業者又は需要家に配送されるが、輸送コストの関係上、LPガスの輸送エリアは充填所から半径30キロ以内に限られることから、本件においては、海田充填所からのLPガスの輸送範囲である広島市、呉市、東広島市及び廿日市市以南の地区 (以下「広島呉地区」という。) におけるLPガス充填業及びLPガス卸売業のそれぞれに「一定の取引分野」が成立するものと判断した。

3 問題点等

(1) 問題点

- ア 本件行為により、広島呉地区におけるLPガス充填業におけるファミリーガスのシェアが23.5%・第1位となる。
- イ ファミリーガスに充填を委託する予定の元売・卸売業者5社の広島呉地区におけるLPガス卸売業の合算シェアは50.2%となる。

(2) 考慮事項

- ア 広島呉地区におけるLPガス充填業者は、いずれも独自に充填所を所有しておらず、LPガス元売業者又はLPガス卸売業者の所有する充填所の運営を委託されているだけであることから、営業活動を独自に行うことはない。
- イ 卸売業者は地区内にそれぞれ別の自社の充填所を所有している。
- ウ 充填所の共同利用により、各卸売業者の物流コストの一部が同じになるが、販売価格に占める当該コストの構成比は2%~8%とそれほど高くはない。
- エ 元売・卸売業者5社は、LPガス原料をそれぞれ独自に仕入れ、独自に販売することとしている。

(3) 問題点の指摘

本件について、当委員会は、上記考慮事項を考慮しても、上記問題点にかんがみ当事会社に対し、広島呉地区におけるLPガスの充填業及び卸売業について、①元売業者・卸売業者のファミリーガスに対する株式所有を通じて元売・卸売業者間に協調関係が生じることになれば、広島呉地区におけるLPガス充填分野及びLPガス卸売分野における競争を実質的に制限することとなるおそれがある旨及び②ファミリーガスへの出資者が、他の出資者及び共同利用者に対し海田充填所の利用を強制したり、新規参入業者の利用を制限することとなるおそれがある旨の指摘を行った。

(4) 当事会社の対応

- 上記指摘に対し、当事会社から、
 - ア 海田充填所を共同利用するに当たり、元売業者・卸売業者の間でLPガスの充填数量を調整することなく、5社はそれぞれ独自に充填量を決定する
 - イ 5社間でLPガスの卸売価格を決定することなく、独自に卸売価格を決定する

ウ 出資者は、他の出資者及び共同利用者に対し、海田充填所の利用を強制したり、海田充填所の共同利用において新規参入業者を不当に差別的に取り扱わない

エ 海田充填所を利用するLPガスの元売業者及び卸売業者は、それぞれ個別にファミリーガスと委託契約を締結し、また委託手数料についても、それぞれが個別の交渉の上決定する
との措置を採る旨の申出があった。

4 当委員会の判断

上記の当事会社の措置等を総合的に勘案すると、本件共同出資会社の設立は、直ちに一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはいえないと判断した。

事例5 (株)さくら銀行による(株)わかしお銀行の株式取得(第11条関係)

1 本件の概要

本件は、(株)太平洋銀行(以下「太平洋銀行」という。)の経営破綻に伴い、(株)さくら銀行(以下「さくら銀行」という。)が、太平洋銀行の営業を譲渡する先の受け皿銀行として、(株)わかしお銀行(以下「わかしお銀行」という。)を100%出資で設立しようとするものである。

太平洋銀行の経営再建には、都市銀行4行(さくら銀行、(株)富士銀行、(株)東海銀行、(株)三和銀行、以下「4行」という。)が支援に当たってきたが、いわゆるバブルの崩壊に伴い、太平洋銀行が有する不良債権が急増し、平成8年3月末決算で実質的な債務超過状態に至っていることが判明した。4行は、太平洋銀行の銀行業務の継続は困難と判断し、金融当局の要請を受けて太平洋銀行を解散し、太平洋銀行の受け皿となる新銀行を、従前から太平洋銀行の経営再建に中心的な役割を果たしてきたさくら銀行の子会社として設立することで合意するに至ったものである。

なお、上記合意に先立ち、さくら銀行から、当委員会に対して、4行の共同出資による受け皿銀行設立についての事前相談があった。これに対して当委員会は、太平洋銀行及び4行それぞれが主力営業地盤とする東京都内で営業する普通銀行の預金・貸出における各行のシェアをそれぞれ合算すると3割強と3割弱となり、そのような状況下で、共同出資形態を採ることは、4行間において協調関係を醸成し、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるおそれがある旨の指摘を行った。4行はこの指摘を受けて、さくら銀行が100%出資で新銀行を設立することで合意したものである。

2 問題点等

(1) 問題点

銀行が他の会社の株式を5%を超えて保有する場合、法第11条第1項ただし書の規定に基づく認可が必要である。公正取引委員会は、この認可の基準について「金融会社の株式保有の認可に関する事務処理基準」を公表しており(平成6年6月20日)、これによれば、以下の事項を考慮して認可の可否を決することとなる。

ア 申請会社による株式保有の必要性

イ 当該株式保有による申請会社の事業支配力増大のおそれの有無及びその程度

ウ 株式発行会社の属する市場における競争への影響

(2) 検討

ア 申請会社による株式保有の必要性

申請会社（さくら銀行）は、太平洋銀行の破綻に伴いその営業を譲り受けるために100%子会社を設立しようとするものであり、これは、預金者の取り付け騒ぎなどを回避し金融システムの安定・維持に資するものと評価され、合理的な理由が存在するものと判断した。

イ 当該株式保有による申請会社の事業支配力増大のおそれの有無及びその程度

太平洋銀行から営業を引き継ぐ株式発行会社は、太平洋銀行が保有する国内の他社の株式も引き継ぐこととしている。本件新設子会社の設立が認められた場合、当該株式について、申請会社、申請会社が保有する50%超の認可子会社及び株式発行会社の所有に係る株式を合算すると16の株式銘柄において株式所有比率が5%を超えることとなる。この点、申請会社は、太平洋銀行から株式発行会社に営業を引き継ぐ営業譲受日までにこれら5%超過分の株式を処分することとしており、これによれば当該株式保有による申請会社の事業支配力増大のおそれはないと判断した。

ウ 株式発行会社の属する市場における競争への影響

東京都内で営業する普通銀行の預金・貸出におけるさくら銀行及び株式発行会社の市場占拠率を合算すると、預金シェアでは11.6%・第4位、貸金シェアでは13.5%・第2位となる（データは平成7年9月末現在のものであるが、順位は東京銀行と三菱銀行が合併していることを織り込んでいる。）が、その増加率は、それぞれ、3.5%、0.5%とわずかであり、また、順位の変動もない。したがって、当該市場における競争への影響は軽微なものと判断した。

エ その他

株式発行会社の設立は、申請会社の100%出資によることとし、太平洋銀行の経営再建に関わってきた申請会社以外の都市銀行3行（㈱富士銀行、㈱東海銀行及び㈱三和銀行）は、株式発行会社に対して、劣後ローンの供与により支援を行うこととしているが、3行の役職員による新銀行の役職員兼任も行わないとしている。したがって、申請会社の他に、株式発行会社に対する出資又は役職員兼任により、株式発行会社の業務運営に影響を及ぼし得る関係にある事業者の存在はない。

3 当委員会の判断

上記の点を総合的に勘案すると、本件株式取得については、法第11条第1項ただし書の規定に基づいて認可するのが相当であると判断した。

事例 6 東京都中央卸売市場世田谷市場花き部へ入場予定の卸売業者 5 社の 統合

1 本件の概要

本件は、東京都が、平成 11 年 4 月に中央卸売市場として世田谷市場花き部（以下「世田谷市場」という。）の開場を予定しているところ、その基本構想を策定するに当たり、(株)自由ヶ丘生花市場、(株)青山生花市場、(株)氷川生花市場、東京蘭葉(株)及び東京植物卸売市場(株)の 5 卸売業者（それぞれ地方卸売市場の開設者でもある。）を 2 社に統合し、その統合後の新会社（以下「統合 2 社」という。）が世田谷市場に卸売業者として入場しようとするものである。

2 一定の取引分野

統合 2 社の地域別小売買参人の分布状況及び地域別小売買参人への依存状況をみると、統合 2 社の小売買参人は、20km 圏内に 78.1% が分布しており、また、統合 2 社の取扱高からみた小売買参人への依存状況も同地区で 73.4% であるから、本件においては、世田谷市場を中心とする統合 2 社の 20km 圏内における花き卸売分野に「一定の取引分野」が成立するものと判断した。

3 本件の問題点等

(1) 問題点

本件行為により、統合 2 社の合算シェアは、20.3%・第 2 位となる。

(2) 考慮事項

世田谷市場の周辺には、東京都中央卸売市場大田市場（卸売業者 2 社、38.8%）、同板橋市場（卸売業者 2 社、12.1%）、川崎市中央卸売市場北部市場（卸売業者 1 社、5.5%）などの有力な競争市場が存在する。

4 当委員会の判断

上記の点を総合的に勘案すると、本件合併は、直ちに一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと判断した。

事例7 A社及びB社のX製品事業の統合

1 本件の概要

本件は、A社とB社が、固定費の削減等を目的として、共同出資により新会社を設立し、この新会社に対して、A社及びB社のX製品の事業をそれぞれ譲渡しようとするものである。

2 一定の取引分野

X製品の用途からみて直接に競合又は代替関係にある製品は見当たらないことから、本件においては、X製品の国内における製造・販売分野に「一定の取引分野」が成立するものと判断した。

3 問題点等

(1) 問題点

本件行為により、新会社のX製品の販売数量シェアは、大幅に上昇し5割弱かつ第1位となり、生産能力シェアは、5割を大幅に上回り国内の競争事業者は他に1社だけとなるため、さらに寡占的な市場となる。

(2) 考慮事項

X製品の輸入は、近年増加してきている。

(3) 問題となり得る点についての指摘

本件について、当委員会は、当事会社に対し、本件行為によるシェアの状況、競争事業者が1社になるという市場の状況、この競争事業者とのシェアの格差の状況等を考慮し、また、当事会社はX製品生産量のかなりの部分を国内価格よりも相当程度低い価格で輸出していることをみると、国内市場と海外市場の間で共通の価格形成が行われているとはいえ、輸入品の競争圧力は限定的であると考えられるため、本件行為によって、当事会社はX製品の国内市場における価格・数量をコントロールする力を強化することとなり、当該取引分野における競争を実質的に制限することとなるおそれがあると判断し、この旨当事会社に対して指摘を行った。

(4) 当事会社の対応

上記指摘に対し、当事会社からは、本件行為を行わない旨の申出があった。

事例 8 C 社及び D 社による納品後のサービス業務の統合

1 本件の概要

本件は、Y 製品の製造販売業者である C 社及び D 社が、同製品の納品後におけるサービス業務（国内販売業務に関連した各種事務、営業情報の収集等の人的サービス）を共同して行うため C 社が全額出資して設立した会社に、同業務を委託しようとするものである。

2 一定の取引分野

C 社及び D 社は、国内において Y 製品の製造・販売をしており、また、同製品には代替性のある製品がないため、本件においては、全国における Y 製品の製造・販売分野に「一定の取引分野」が成立するものと判断した。

3 問題点等

(1) 問題点

- ア 上位 3 社でシェア 50% を超える業界にあつてのシェア第 2 位と第 3 位の業者による行為であり、両社の合算シェアは 47.5%・第 1 位となる。
- イ 新会社は、営業情報の収集などの販売行為に密接に関係ある業務を行うため、C 社と D 社の間において、Y 製品の販売先や販売価格等に関する情報交換・協調的行為が行われるおそれがある。

(2) 考慮事項

- ア 新会社は、Y 製品の販売に係る営業に付随したサービス業務のみを受委託するものであり、当該機器の販売行為自体は、C 社及び D 社のそれぞれにおいて個別に行われる。
- イ 有力な競争業者として E 社（シェア 26.3%、単独では 1 位）が存在し、当該業者はシェア第 5 位の F 社（シェア 8.4%）と結合関係にあつて、両社を合算したシェアは 34.7% となる。

(3) 問題となり得る点についての指摘

本件について、当委員会は、当事会社に対し、上記考慮事項を考慮してもなお、両社間で販売先や販売価格等に関する情報交換等が行われ、Y 製品の製造販売分野における競争を制限することとなるおそれがある旨の指摘を行った。

(4) 当事会社の対応

上記指摘に対し、当事会社からは、本件行為を行わない旨の申出があった。

事例 9 G 社ほか 2 社による共同生産会社の設立

1 事案の概要

本件は、Z 製品の主要部品である W 部品の製造業者である G 社、H 社及び I 社が、効率的な生産システムへの転換を図るため、W 部品の共同生産会社を設立しようとするものである。

なお、W 部品の製造業者は G 社、H 社及び I 社の 3 社だけである。

2 一定の取引分野

W 部品は、出資会社各社で Z 製品製造のため自己消費されており販売市場はほとんどない。しかし、W 部品の生産数量は Z 製品の販売数量に反映するため、本件共同生産会社設立により、W 部品を使用して製造している Z 製品の販売市場に与える影響を検討した。

3 問題点等

(1) 問題点

- ア 我が国の W 部品の製造業者が共同生産会社のみになる。
- イ 出資会社各社の Z 製品の販売合算シェアは 100%となる。

(2) 考慮事項

- ア 出資会社各社は、独自に Z 製品の販売を行う。
- イ 出資会社各社とも、Z 製品の設備が過剰である。

(3) 問題となり得る点についての指摘

本件について、当委員会は、当事会社に対し、Z 製品の販売シェアが 100%になる当事会社間の W 部品の共同生産会社の設立を容認すると、出資会社間で共同生産会社の運営方法以外の情報交換が容易にされるおそれが大きく、Z 製品の取引分野における競争を実質的に制限することとなるおそれがある旨の指摘を行った。

(4) 当事会社の対応

上記指摘に対し、当事会社からは、本件行為を行わない旨の申出があった。

事例 10 J社によるK社への役員派遣

1 本件の概要

本件は、V製品の関東地区等において有力な製造販売業者であるK社が、悪化した経営を再建するために、V製品の製造業界において全国的な有力業者であるJ社から、V製品の生産・商品管理のノウハウ等を取り入れることを目的として、主要な役員及び主要部門に配置する従業員を迎えようとするものである。

2 一定の取引分野

J社及びK社の取扱商品はV製品であること及びV製品にはその商品特性から販売地域に限定があり、J社とK社の競合する販売地域は、関東地区等であることから、本件においては、関東地区等におけるV製品の製造・販売分野に「一定の取引分野」が成立するものと判断した。

3 問題点等

(1) 問題点

ア J社がK社の主要部門に役員を派遣すること等によりJ社とK社の中に結合関係が生じることとなるが、J社とK社を合算したシェアは35.4%となる。

イ V製品市場においては、J社以外の製造販売業者のシェアはいずれも5%以下であって、J社が圧倒的に有力な事業者であるところ、本件行為によりJ社のシェアが更に増加することとなる。

(2) 考慮事項

ア K社の業績は最近悪化してきており、自力では経営の再建が困難な状況にある。

イ 本件役員派遣等により結合関係が生ずることによるシェアの増加は、わずかである。

ウ J社は本件役員派遣に際し、K社の株式を取得しないこととしている。

(3) 問題となり得る点についての指摘

本件について、当委員会は、当事会社に対し、J社とK社の中に役員派遣等を通じて結合関係を生じると、J社の市場における地位が更に強化され一定の取引分野における競争が実質的に制限することとなる旨の指摘を行った。

(4) 当事会社の対応

上記指摘に対し、当事会社からは、本件行為を行わない旨の申出があった。